

大磯町低所得世帯支援給付金のご案内

令和6年度住民税非課税世帯 対象

本給付金は、令和6年度住民税非課税世帯の世帯主の方に対し、3万円を支給します。
給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象となる世帯

- 令和6年12月13日時点で大磯町に住民登録があること。
- 世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税者であること。
- 令和6年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと。
- 世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- すでに他市区町村から同様の給付金を受けていないこと。

支給額

1世帯当たり3万円

申請種別	申請期限	支給時期
確認書	令和7年5月30日(金)【消印有効】	町が書類を受理し、 審査終了した日から1か月程度
申請書		

※「確認書」は、対象世帯と見込まれる世帯の世帯主宛てに、大磯町から送付しています。
※令和6年1月2日以降、大磯町に転入された方がいる世帯や税の申告を行っていない世帯、税申告の修正手続きにより非課税となった世帯に該当する場合は、福祉課窓口又は給付金特設窓口もしくは町ウェブサイトにて「申請書」を入手の上、申請期間内に申請してください。

【注意】
住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外です。

対象外
世帯の例

- 同居・別居を問わず、親(課税者)に扶養されている一人暮らしの学生
- 同居・別居を問わず、子ども(課税者)に扶養されている方の世帯
- 別住所にて単身赴任している者(課税者)に扶養されている者と子のみの世帯

詳細な手続き・案内等は裏面をご確認ください

「確認書」が届く世帯

- 本町から7万円又は10万円の給付金(※1)を受給しなかった、かつ、令和6年1月1日以前から大磯町に住民登録がある方
- 世帯構成が変更となり、給付金の口座情報がない世帯 など



記入例をご確認の上、必要書類と一緒に、同封の返信用封筒にてご返送してください。(※国府支所では、受け付けしていません。)

※1 令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯、もしくは令和6年度分新たな住民税非課税等世帯に対する給付金

「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和6年1月2日から12月13日までに町外から転入した方がいる世帯
- 令和6年12月13日までに扶養者と離婚又は死別などにより、被扶養者のみ残った世帯
- 令和6年12月14日以降に税申告の修正等で非課税となった世帯
- 町外から転入した世帯で、税情報が把握できない世帯 など



福祉課窓口又は給付金特設窓口での受け取り、もしくは町ウェブサイトからダウンロードの上、必要書類と一緒に郵送又は窓口にてご提出ください。(※国府支所では、受け付けしていません。)

！ 提出前に記入内容や添付書類に漏れがないかご確認ください！

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！



自宅や職場などに自治体(神奈川県・町)や国職員、警察、銀行職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの交番、大磯警察署又は警察相談専用電話にご連絡ください。

【大磯警察署】0463-72-0110 【警察相談専用電話】#9110

【問合せ先】

大磯町給付金特設窓口

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階

TEL:0463-70-6005

受付時間：8:30～17:00(土日祝日を除く)

受付期間：令和7年5月30日(金)まで

大磯町福祉課地域福祉係

大磯町保健センター1階(大磯町役場隣の建物)

TEL:0463-61-4100 内線303・314

受付時間：8:30～17:15(土日祝日を除く)